

無戸籍者問題について考える

「無戸籍」とは

日本では子が生まれた場合、法律に基づいて出生の届出をすることにより、その子の戸籍が作られます。

戸籍は、人が、いつ誰の子として生まれ、いつ誰と結婚し、いつ亡くなったかなどの親族的身分関係を登録し、その人が日本人であることを証明する唯一のものです。

出生の届出がされない場合、その子の戸籍がつくられず、「無戸籍」の状態となります。そのため、その子の母や父が誰であるかといった親族的身分関係やその子が日本人であることを証明することができなくなるほか、行政上のサービスを十分に受けられないなど、社会生活上の不利益を被るおそれがあります。

無戸籍の現状と背景

法務省における直近の集計（令和5年6月10日時点）によると、無戸籍者が戸籍に記載されていない理由は、「（前）夫の嫡出推定を避けるため」が約72%で最も多くなっています。

これまでの民法においては、母が前夫との離婚後300日以内に子を出産した場合、その子は民法上で前夫の子と推定されるため、子の血縁上の父と前夫とが異なるときであっても、原則として前夫を父とする出生の届出以外受理されませんでした。このような戸籍上の扱いを避けるために、母が子の出生の届出をしないことなどによって戸籍に記載されない子が生じています。

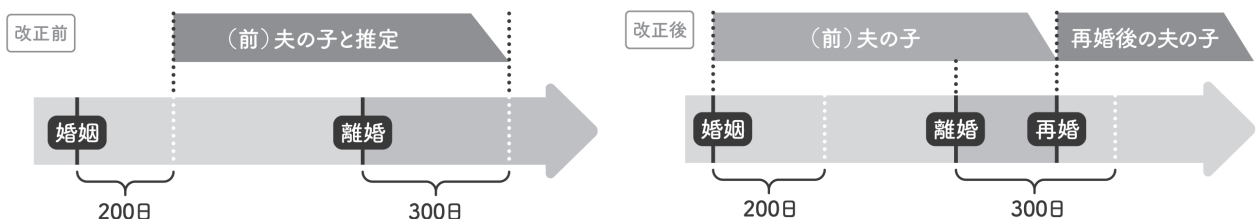
無戸籍者問題解消のため民法改正

無戸籍者問題の解消に向けて民法の規定が改正され、令和6年4月1日に施行されます。

改正内容は、主に次の2つです。

①嫡出推定に関する改正

婚姻の成立した日から200日以内に生まれた子についても、夫の子と推定することとし、婚姻の解消等の日から300日以内に生まれた子については、母が前夫以外の男性と再婚した後に生まれた場合には、再婚後の夫の子と推定することとされます。また、これに伴い、女性の再婚禁止期間（前婚の解消又は取消しの日から起算して100日）が廃止されます。



②嫡出否認の訴えに関する改正

改正前の民法では、夫のみが、嫡出否認の訴えにより、父子関係を否定することができることとされていましたが、今回の改正により子及び母も嫡出否認の訴えを提起できるようになります。また、改正前の民法は、嫡出否認の出訴期間を1年としていましたが、今回の改正では、3年に延長されます。

なお、改正法は、原則として、施行日以後に生まれる子に適用されますが、施行日前に生まれた人やその母も、施行日から1年間に限り、嫡出否認の訴えを提起することが可能です。

現在において、（前）夫の嫡出推定を避けるために無戸籍となっている場合は、この期間内であれば、子及びその母からでも（前）夫の子でないことの申し立てを家庭裁判所に対して行うことができますので、この機会を逃すことなく手続きを行ってください。

問い合わせ 市民課市民係 ☎ 2 2 - 7 7 3 4

人権擁護委員の委嘱について

1月1日付けで法務大臣から委嘱された人権擁護委員を紹介します。人権擁護委員は、市民のみなさんから人権相談を受けたり、人権について関心を持ってもらえるよう啓発活動を行ったりしています。

国兼 千代美 さん（再任）（新庄町）

問い合わせ 広島法務局東広島支局 ☎ 0 8 2 - 4 2 3 - 7 7 0 7